

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康未来課 地域医療推進係

個人情報ファイルの名称	休日急患診療室受診者カルテ	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総合健康センター健康未来課	
個人情報ファイルの利用目的	診療報酬請求時及び再受診時の診察結果確認のため	
記録項目	1 受診者氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 保険者番号、7 保険証記号・番号、8 被保険者指名、9 資格取得日、10 保険者所在地・名称、11 傷病名、12 開始・終了日、13 転帰、14 主訴・原因・主要症状・経過等、15 処方・手術・処置等、16 診療の点数等	
記録範囲	休日急患診療室受診者	
記録情報の収集方法	本人又は家族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	社会保険診療報酬支払基金静岡支部、静岡県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総合健康センター健康未来課	
	(所在地) 〒437-0061 袋井市久能 2515 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】健康未来課 地域医療推進係

個人情報ファイルの名称	休日急患診療室受診者情報	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総合健康センター健康未来課	
個人情報ファイルの利用目的	診療報酬請求時及び再受診時の診察結果確認のため	
記録項目	1 受診者氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 保険者番号、7 保険証記号・番号、8 被保険者指名、9 資格取得日、10 保険者所在地・名称、11 傷病名、12 開始・終了日、13 転帰、14 主訴・原因・主要症状・経過等、15 処方・手術・処置等、16 診療の点数等	
記録範囲	休日急患診療室受診者	
記録情報の収集方法	本人又は家族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	社会保険診療報酬支払基金静岡支部、静岡県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総合健康センター健康未来課	
	(所在地) 〒437-0061 袋井市久能 2515 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026 年 4 月 1 日